

# 議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

教育未来室 教育未来係

## 議案名

議案第98号 第2期桐生市教育大綱の策定について

## 趣旨・目的

現行計画である桐生市教育大綱が令和2年度をもって終了することから、終了後も引き続き桐生市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるため、令和3年度を初年度とする新たな教育大綱を策定しようとするものです。

## 概要

第2期桐生市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地方教育行政法」という。)第1条の3第1項の規定に基づき、市長が、教育基本法第17条第1項に規定する国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、桐生市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

- 1 基本理念：桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり
- 2 基本方針：桐生市第六次総合計画との整合を図るため、同計画における教育分野の施策の方向性「教育・文化の向上」の6つの分野別施策を第2期桐生市教育大綱の6つの基本方針としています。
  - (1) 学校教育の充実
  - (2) 教育研究の推進
  - (3) 青少年健全育成の推進
  - (4) 生涯学習の推進
  - (5) 芸術・文化の振興
  - (6) スポーツの振興
- 3 対象期間：令和3年度から令和5年度までの3年間

## 背景・経過

桐生市では、平成27年度に桐生市教育大綱(対象期間：平成27年度～平成29年度)を策定後、平成29年度に同大綱の対象期間を平成31年度まで2年間延長、令和元年度に令和2年度まで1年間延長する改定を行いました。

今年度をもって、改定後の対象期間が終了を迎えることから、令和3年度を初年度とする新たな教育大綱を策定するため、作業を進めてきました。

令和2年5月以降、地方教育行政法第1条の4第1項の規定に基づき設置している「桐生市総合教育会議」における協議・調整のほか、市長とPTAとの意見交換会を経て、9月に意見提出手続(パブリックコメント)を実施し、本案を取りまとめたものです。